

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案参照条文目次

一	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）	1
二	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）	14
三	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）（抄）	27
四	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）	29
五	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	34
六	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	36
七	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）	38
八	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）	47
九	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）（抄）	48
十	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百十七号）（抄）	50
十一	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）	51
十二	農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）（抄）	52
十三	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）	53
十四	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）（抄）	53
十五	農地中間管理事業の推進に関する法律案（平成二十五年法律第 号）（抄）	53
十六	農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）（抄）	55
十七	独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）（抄）	56
十八	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）	57
十九	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）	57
二十	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）	64
二十一	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）	68
二十二	民法（明治二十九法律第八十九号）（抄）	68
二十三	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）	68

○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等
第一節	農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）
第二節	農地保有合理化法人（第七条―第十一条）
第三節	農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の八）
第四節	農地利用集積円滑化団体（第十一条の九―第十一条の十三）
第三章	農業経営改善計画（第十二条―第十六条）
第四章	農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十七条）
第五章	雑則（第二十八条―第三十七条）
第六章	罰則（第三十八条）
附則	

（定義）

第四条 （略）

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものが行う次に掲げる事業をいう。

- 一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）
- 二 農用地等売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

二の二 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第三項第二号及び第十一条の九第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十条第三項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

イ 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資

ロ 前三号に掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又はイの現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

四 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（以下「研修等事業」という。）

3 この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める事業をいう。

一 市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの 次に掲げる事業

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売却し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。）

ロ 農地売買等事業

ハ 研修等事業

二 前号に掲げる者以外の営利を目的としない法人（営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの 農地所有者代理事業

4 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地について利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転又は所有権の移転（以下「利用権の設定等」という。）を促進する事業（これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む。以下「利用権設定等促進事業」という。）

二 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

三 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

四 農用地利用改善事業（農用地に関し権利を有する者の組織する団体が農用地の利用に関する規程で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業をいう。以下同じ。）の実施を促進する事業

五 前各号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農業経営基盤の強化に関する目標
- 二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- 四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項
 - イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
 - ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項
 - ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項
- 三 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 四 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 五 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会の意見を聴かなければならない。
- 六 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

二 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農業経営基盤の強化に関する目標
- 二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- 四 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項
 - イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項
 - （一）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - （二）設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法
 - （三）移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法
- ロ 前条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項
- ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ヘ その他農林水産省令で定める事項

五 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

イ 市町村の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。以下「市街化区域」という。）を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

ロ 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

3 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 （略）

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 （略）

（農地保有合理化事業規程）

第七条 第五条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程（以下「農地保有合理化事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 農地保有合理化事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地保有合理化事業を実施すると認められること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る農地保有合理化事業の種類を公告しなければならない。

第八条 前条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農

林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は農地保有合理化事業規程の変更にについて、同項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(承認の取消し)

第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

- 一 農地保有合理化法人が第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたとき。
- 二 農地保有合理化法人が第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 農地保有合理化法人が前条の規定による命令に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(指定)

第十一条の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「農地保有合理化支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 農地保有合理化支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 (略)

(業務)

第十一条の三 農地保有合理化支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業（以下「農地保有合理化事業等」という。）の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。
- 二 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

- 三 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成を行うこと。
- 四 農地保有合理化事業に関する啓発普及を行うこと。
- 五 農地保有合理化事業に関する調査研究を行い、及び農地保有合理化事業に従事する者の研修を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十一条の四 農地保有合理化支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十一条の五 農地保有合理化支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

(事業計画等)

第十一条の六 農地保有合理化支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地保有合理化支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十一条の七 農地保有合理化支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(準用)

第十一条の八 第九条から第十一条までの規定は、農地保有合理化支援法人について準用する。この場合において、第九条から第十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一条の三に規定する業務」と、第十一条中「承認」とあるのは「指定」と、同条第一項中「第七条第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「第四条第二項に規定する一般社団法人又

は一般財団法人でなくなつたとき」とあるのは「第十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

(農地利用集積円滑化事業規程)

第十一条の九 第四条第三項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、第六条第五項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程(以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。)を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本構想に適合するものであること。

二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4・5 (略)

第十一条の十 前条第一項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。

第十一条の十一 同意市町村は、その区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の九第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

3 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

4 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該農地利用集積円滑化

事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

5 第十一条の九第二項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

（委任の申込みに応ずる義務）

第十一条の十二 第十一条の九第一項の承認を受けた者又は農地利用集積円滑化事業規程を定めた同意市町村（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）であつて、農地所有者代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。

（準用）

第十一条の十三 第九条から第十一条までの規定は、第十一条の九第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第九条から第十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「同意市町村」と、第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第十一条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十一条の九第一項」と、同項第一号中「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「第四条第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第二号に掲げる者（農地売買等事業を行つている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）」と読み替えるものとする。

（農業経営改善計画の認定等）

第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 （略）

3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4・5 （略）

（農業経営改善計画の変更等）

第十二条の二 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者（第十四条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、

その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定農業者への利用権の設定等の促進)

第十三条 同意市町村の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。）は、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の同意を得て、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めて当該調整を行うものとする。

3 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

4 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを同意市町村の長に対し要請するものとする。

第十三条の二 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、前条第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買い入れた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

（農地法の特例）

第十四条 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株式会社にあつては、ちに掲げる者」とあるのは、「株式会社にあつては、ちに掲げる者（農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。）とする。」とする。

（資金の貸付け）

第十五条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

（研修の実施等）

第十六条 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の作成及びその達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（農用地利用集積計画の作成）

第十八条 同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあつては借賃及びその支払の方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に

は、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

七 前号に規定する者にあつては、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用の状況について、同意市町村の長に報告しなければならない旨

八 その他農林水産省令で定める事項

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農業生産法人及び同項第六号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）のすべてを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農地利用集積団滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合第十條第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十一條の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第二條第三項第二号チに掲げる者を除く。）が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

四 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

4 同意市町村は、第十三條第四項の規定による農業委員会の要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合において、その定めようとする農用地利用集積計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、第一項の規定にかかわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

5 (略)

(農用地利用規程)

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第四号ハに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつてゐるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となる）が確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5・9 (略)

10 第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。

(信託法の特例)

第二十八条 第四条第二項第二号又は第二号の二に掲げる事業を行う農地保有合理化法人（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

3 信託法人は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができない。

4 信託法人への信託についての信託法（平成十八年法律第百八号）第四十条第二項の規定の適用については、同項中「第二十八条」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法第二十八条第三項」とする。

第二十九条 信託法人への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、都道府県知事に属する。

一 信託法第百六十六条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第百六十九条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判

二 信託法第百八十条第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

三 信託法第百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判

四 信託法第百三十条第二項の規定による弁済の許可の裁判

第三十条 信託法人への信託は、信託法第六十三條又は第六十四條の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託法第五十六條第一項の規定により受託者の任務が終了したとき。

二 第七條第一項の承認の取消しがあつたとき。

第三十一条 信託法第三條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第四條第二項及び第三項、第五條、第六條、第二十三條第二項から第四項まで、第二十八條、第三十五條、第五十五條、第七十九條から第九十一條まで、第九十三條から第九十八條まで、第九十三條、第九十四條、第二百二十三條から第二百四十條まで、第二百四十六條から第二百四十八條まで、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七條から第二百六十九條まで並びに第二百七十條第二項及び第四項の規定は、信託法人への信託については、適用しない。

(農業協同組合法等の特例)

第三十二条 第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第二十二條第一項第一号の事由に該当することとなつた農業協同組合の組合員たる個人(認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。)は、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同法第十六條第一項に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。

2 前項の規定は、第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第七十三條第一項において準用する同法第二十二條第一項第一号の事由に該当することとなつた同法第七十二條の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人の組合員(認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限る。)について準用する。

(資金の貸付け)

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業(研修等事業を除く。)に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(援助)

第三十五条 国及び都道府県は、前條第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

(農業委員会等の協力)

第三十六条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、この法律その他の法令の定めるところにより

農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たっては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(事務の区分)

第三十七条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第五項、第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十八条 第十三条の二第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

1～7 (略)

(政府が行う利子補給等)

8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を公庫と結ぶことができる。

9～11 (略)

12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

一 その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。）であること。

二 その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの）、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの）に限る。）。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

ニ その法人の行う農業に常時従事する者（前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

ホ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行つている個人

ヘ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行つた同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人

ト 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

チ その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

二 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、又は賃借権が設定され、若しくは移転される場合

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利用権が設定される場合

四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用する権利が設定される場合

五〇七 (略)

七の二 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第 号)第十八号第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定される場合

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合

十 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

十二 遺産の分割、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百六十八条第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十三 農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地利用集積円滑化団体」という。)が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業(以下「農地売買等事業」という。)の実施によりこれらの権利を取得する場合

十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号若しくは第二号の二に掲げる事業(以下これを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

十四の二 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)が、農林水産省例で定めるところにより、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施

により農地中間管理権（同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）を取得する場合

十五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

十六 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利を取得されることとなるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

六 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

七 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率性かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 (略)

2 農業委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで(賃貸人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで)の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借、農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号に規定する利用権に係る賃貸借及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公告があつた農地利用配分計画によつて設定され、又は移転された賃借権に係る賃借権については、この限りでない。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行われる場合(その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。)

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃貸借(解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるものを除く。)

四 第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

五 第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、第四十一条の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

六 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第十八条第二項第六号に規定する者に設定された賃貸権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

七 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地等に係る賃貸権の解除が、同法第二十条又は同二十一条第二項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

2 前項の許可は、次に掲げる場合でなければしてはならない。

一 賃借人が信義に反した行為をした場合

二 その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合

三 賃借人の生計（法人にあつては、経営）、賃貸人の経営能力等を考慮し、賃貸人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合

四 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつてゐる賃貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合

五 その他正当の事由がある場合

3 8 (略)

(利用状況調査及び指導)

第三十条 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

2 (略)

3 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。第三十二条において同じ。）に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つてゐると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。）

4 前項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

(農業委員会に対する申出)

第三十一条 次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

一 その農地の存する市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体

二 その農地の周辺の地域において農業を営む者（その農地によつてその者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものに限る。）

2 (略)

(遊休農地である旨の通知等)

第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨及び当該農地が第三十条第三項各号のいずれに該当するかの別を通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知することができないときは、その旨を公告するものとする。

一 第三十条第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合

二 第三十条第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する仮登記上の権利が設定されていることを理由にその農地の所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上の利用の増進が図られないことが明らかであると認められる場合

三 その農地について第三十条第三項の規定による指導をすることができない場合

(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出)

第三十三条 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者（当該遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の記載があるときは、同法第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして、同条及び同法第十三条の二の規定を適用する。

(勧告)

第三十四条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

一 前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと認める場合

二 前条第一項の規定による届出がない場合

- 三 前条第一項の規定による届出に係る計画に従つて当該遊休農地の農業上の利用が行われていないと認める場合
- 2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

第三十五条 農業委員会は、第三十条第三項第一号に該当する農地について前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人（農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人をいう。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「農地保有合理化法人等」という。）のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことを拒んではならない。

3 前項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するよう当該遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(調停)

第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、同条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第一項の規定による指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第三十七条 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地の所有者等これを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 (略)

(裁定)

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該申請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならない。同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 (略)

(裁定の効果等)

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者と当該申請に係る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 (略)

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第四十一条 前条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第四十二条 第四十条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、農地売買等事業により特定利用権に係る遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条(賃借権の譲渡及び転貸の制限)の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

(所有者等を確認することができない場合における遊休農地の利用)

第四十三条 第三十二条ただし書の規定による公告に係る遊休農地(第三十条第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し第三十二条の規定による通知がされなかつたものに限る。)を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

2 第三十九条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「特定利用権」とあるのは「当該遊休農地を利用する権利」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所にするものとする。

7 第十六条及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用する権利について準用する。この場合において、第十六条第一項中「その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

(措置命令)

第四十四条 市町村長は、第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積^{たいせき}その他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき遊休農地の所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。

5 (略)

(売払い)

第四十六条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により管理する農地及び採草放牧地について、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農地保有合理化法人、農地利用集積団滑化団体その他の農林水産省令で定める者に売り払うものとする。ただし、次条の規定により売り払う場合は、この限りでない。

2 (略)

(違反転用に対する処分)

第五十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若し

くは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

一 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に違反した者又はその一般承継人

二 第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者

三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人

四 偽りその他不正の手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。

三 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

（情報の提供等）

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

（不服申立て）

第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項若しくは第四十三条第一項の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

2
3
4 （略）

第五十五条 (略)

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては第三十七条の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、同項第三号に規定する補償金の額についての同項の訴えにおいては第四十三条第一項の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、それぞれ被告とする。

3・4 (略)

(事務の区分)

第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるものの以外のは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務(同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。)

二 第四条第一項、第三項(同条第六項において準用する場合を含む。) 及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

三 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項において準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

四 第三十条第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

五 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

六 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県が処理することとされている事務(第二号、第三号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)

七 第五十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務(第二号及び第三号に掲げる事務に係るものに限る。)

八 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

2 (略)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十九条 第三条の三第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○ 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農業法人」とは、農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）であつて、農業を営むものをいう。

2 この法律において「農業法人投資育成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 農業法人の持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）の取得及び保有
- 二 前号の規定によりその持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している農業法人に対して経営又は技術の指導を行う事業

（事業計画の承認）

第三条 農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。）は、当該農業法人投資育成事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 持分又は株式の取得の対象とする農業法人の選定の基準、持分又は株式の取得の際の評価の基準、持分又は株式の取得の限度、持分又は株式の保有期間及び持分又は株式の処分の方法
- 二 新株予約権の取得の対象とする農業法人の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の取得の限度及び新株予約権の行使の時期
- 三 新株予約権付社債等の取得の対象とする農業法人の選定の基準、新株予約権付社債等の取得の限度及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債にあつては、当該社債に付された新株予約権の内容に関する基準及び新株予約権の行使の時期

四 前条第二項第二号に掲げる事業に係る手数料

3 農林水産大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 その事業計画に係る農業法人投資育成事業が農業法人の自己資本の充実を図る上で有効かつ適切なものであること。
- 二 その事業計画に係る農業法人投資育成事業が農業法人の健全な成長発展に資するものであること。

三 その事業計画が当該農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

（事業計画の変更）

第四条 前条第一項の承認を受けた者（その者の設立に係る同項の株式会社を含む。）は、当該承認に係る事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 （略）

（報告の徴収）

第五条 農林水産大臣は、第三条第一項の承認を受けた株式会社（同項の承認を受けた者の設立に係る同項の株式会社を含む。以下「承認会社」という。）に対し、農業法人投資育成事業の実施状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第六条 農林水産大臣は、承認会社が第三条第一項の承認に係る事業計画（第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認事業計画」という。）に従って農業法人投資育成事業を営んでいないと認めるときは、当該承認会社に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（事業計画の承認の取消し）

第七条 農林水産大臣は、承認会社が前条の規定による命令に違反したときは、第三条第一項の承認を取り消すことができる。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第八条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、承認会社が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。

2・3 （略）

（農地法の特例）

第十条 承認会社であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第六条に規定する承認事業計画に従って同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第五条に規定する承認会社」とする。

(罰則)

第十一条 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした承認会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 承認会社の代表者又は承認会社の代理人、使用人その他の従業員が、その承認会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その承認会社に対して同項の刑を科する。

○ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「青年等」とは、次に掲げる者をいう。

一 青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の者をいう。以下同じ。）

二 青年以外の者で、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるものの

2 この法律において、「就農支援資金」とは、第四条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る就農計画（同条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）に従って就農し、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な次に掲げる資金（第十八条第一項の規定により都道府県から資金の貸付けを受けて第五条第一項のセンター又は第十七条第一項の融資機関が貸し付けるもの）に限り、第四条第四項の認定農業者にあつては、第二号に掲げるものを除く。）をいう。

一 農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの

二 農業経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるもの

(就農促進方針)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県における青年等の就農促進に関する方針（以下「就農促進方針」という。）を定めることができる。

2 就農促進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 就農支援資金の貸付けその他の青年等の就農促進を図るための措置に関する事項
- 二 青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項
- 三 就農促進方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、青年等の就農促進に関する基本的な方向を定めるよう努めるものとする。
- 四 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更することができる。
- 五 都道府県知事は、就農促進方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(就農計画)

第四条 新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 就農時における農業経営又は農業従事の態様に関する目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に関する事項
- 三 第一号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就農時においてとるべき措置に関する事項
- 四 第二条第一項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 認定就農者（新たに就農しようとする青年等であつて、第一項の認定を受けたものをいう。以下同じ。）又は認定農業者（新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者であつて、同項の認定を受けたものをいう。以下同じ。）は、認定就農計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による認定就農計画の変更の認定について準用する。

(法人の指定)

第五条 都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、都道府県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第六条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 就農支援資金の貸付けを行うこと。
- 二 新たに就農しようとする青年等が行う農業の技術又は経営方法の習得及び認定就農者又は認定農業者が行う第四条第二項第三号の措置に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 新たに就農しようとする青年等について、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十三条第一項の許可を受けて無料の職業紹介事業を行うこと。
- 四 青年農業者（第二条第一項第二号に掲げる者で、認定就農計画に従って就農したものを含む。以下この条において同じ。）が共同して行う農業の技術に関する研究その他の自主的な活動に対する援助を行うこと。
- 五 青年農業者と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流を促進すること。
- 六 青年等の就農促進に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、青年農業者の育成を図るために必要な業務を行うこと。

（就農支援資金の利率、償還期間等）

第七条 就農支援資金は、無利子とする。

2 就農支援資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年を超えない範囲内で、政令で定める期間とする。

3 就農支援資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

4 就農支援資金の一認定就農者ごと及び一認定農業者ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

（就農支援資金の償還期間の特例）

第八条 センターは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて、農林水産省令で定めるところにより、認定就農者が就農し、又は認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させた場合には、就農支援資金（第二条第二項第一号に掲げるものに限る。）について、その償還期間（据置期間を含む。）を八年を超えない範囲内で、その据置期間を五年を超えない範囲内で、それぞれ延長することができる。

（一時償還）

第九条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前二条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に對し、農林水産省令で定めるところにより、就農支援資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

- 一 認定就農計画に係る研修の終了後就農しなかったとき又はその営む農業に就業させなかったとき。
- 二 就農支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 三 償還金の支払を怠ったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた認定就農者又は認定農業者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十一条 センターは、政令で定めるところにより、その行う第六条第一号に掲げる業務（以下「貸付業務」という。）に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(業務規程)

第十二条 センターは、貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（次項において「業務規程」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第十三条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第十四条 センターは、貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督等)

第十五条 都道府県知事は、第六条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し

必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、センターが第六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、センターに対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、センターが前項の規定による命令に違反したときは、第五条第一項の指定を取り消すことができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 第三項の規定により第五条第一項の指定を取り消した場合における貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

（負担金についての必要経費算入の特例等）

第十六条 センターが行う第六条第二号から第六号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

（融資機関による就農支援資金の貸付け）

第十七条 農業協同組合法第十条第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの（以下「融資機関」という。）は、他の法律の規定にかかわらず、認定就農者に対し、就農支援資金（第二条第二項第二号に掲げるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

2 第九条及び第十条の規定は、融資機関について準用する。この場合において、第九条中「前二条」とあるのは、「第七条」と読み替えるものとする。

（都道府県の貸付け）

第十八条 都道府県は、センターが貸付業務を行うときはセンターに対し、融資機関が就農支援資金の貸付けの業務を行うときは当該融資機関に対し、これらの業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は、政令で定める。

（国の貸付け）

第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業（次項において「貸付事業」という。）を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2 国が前項の規定により貸し付ける資金（以下この条において「国の貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

3 国の貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第二十条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)別表第一第八号の下欄の口に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

(農業改良資金の貸付けの特例)

第二十一条 農業改良資金金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。)についての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。))にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「五年」とする。

(農用地の利用関係の調整)

第二十二条 農業委員会は、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(次項において「農用地」という。)について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従つて就農できるよう努めるものとする。

2 都道府県農業会議は、認定就農者の円滑な就農に資するため、広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、就農に必要な農用地に関する資料及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

(援助)

第二十三条 国及び都道府県は、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(協力)

第二十四条 センター、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人は、青年等の就農促進を図るため、必要な情報を交換して、相互に協力するよう努めるものとする。

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第二条 (略)

②③ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩⑪ (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

法律	事務
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	(略) この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるものの以外のも 一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務（同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。） 二 第四条第一項、第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。） 三 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項において準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。） 四 第三十条第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 五 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務 六 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二号、

(略)	第三号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。） 七 第五十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二号及び第三号に掲げる事務に係るものに限る。） 八 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務
(略)	(略)
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第五項、第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の三十一第三項及び第九項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 九 農村工業に関する施設
- 十 共済に関する施設
- 十一 医療に関する施設
- 十二 老人の福祉に関する施設
- 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十五 前各号の事業に附帯する事業

② 組合員又は会員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）は、前項に規定する事業のほか、組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。

③ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。

一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の三十一第一項第一号及び第三号において同じ。）

二 前号に規定する土地に併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係るもの

④～②④ （略）

第十一条の三十一 出資組合は、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

一 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う場合

二 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）として同法第四条第三項第一号ハに掲げる事業を実施する場合

三 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前二号に掲げる場合に準ずる場合として農林水産省令で定めるとき。

②～⑨ （略）

第十六条 組合員は、各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、第十二条第一項第二号から第四号まで又は第二項第二号若しくは第三号の規定による組合員（以下「准組合員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

②～⑧ （略）

第二十二条 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二・三 （略）

②・③ （略）

第七十二条の八 農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）又は農作業の共同化に関する事業
 - 二 農業の経営（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せ行う林業の経営を含む。）
 - 三 前二号の事業に附帯する事業
- ②・③ （略）

第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）で定款で定めるものとする。

- 一 農民
 - 二 組合
 - 三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行つた農地保有合理化法人（同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。）
 - 四 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの
- ② 前項の規定の適用については、農業経営農事組合法人の同項第一号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなつた者又はその死亡した者の相続人であつて農民でないものは、その農業経営農事組合法人との関係においては、農民とみなす。
- ③ 農業経営農事組合法人の組合員のうち第一項第四号に掲げる者及び前項の規定により農民とみなされる者の数は、総組合員の数の三分の一を超えてはならない。

○ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）（抄）

（土地改良事業に参加する資格）

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者
- 二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会（農業委員等）に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村

長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

2 前項第二号の所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第四号の所有者並びに権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出た場合も、また同様とする。

3 (略)

4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）若しくは農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体がその借り受けている農用地を農地保有合理化事業（同法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。）若しくは農地利用集積円滑化事業（同法第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。）の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

5～8 (略)

(設立準備)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の者は、同項の認可の申請をするには、前項の規定による公告をする前に、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき市町村長と協議しなければならない。

4～6 (略)

7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（前項に規定する土地を除く。）で政令で定めるものを含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならない。

(土地改良事業計画の変更等)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で農林水産省令で定める軽微なものをしようとする場合においては、当該変更について、その変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意をもつて前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意に代えることができる。

5 (略)

6 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で第四項に規定するもの(その変更により新たにその土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域に係るものに限る。)のうち、農林水産省令で定める特に軽微なものをしようとする場合においては、当該変更について、その変更により新たに土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の全員からその土地改良事業に参加する旨の申出があり、かつ、当該申出に係る変更によりその土地改良事業の効率が高められると認めるときは、当該変更に係る第三項及び第四項に規定する手続を省略することができる。

7～11 (略)

12 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たに採択する土地改良事業の計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員を除く。)に対抗することができない。

(換地を定めない場合等の特例)

第五十三条の二の二 換地計画においては、従前の土地の所有者の申出又は同意があつた場合には、その申出又は同意に係る従前の土地については、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めないのである。この場合において、その地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、土地改良区は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めないのである。これらの者の同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

3 (略)

(土地改良施設等の用に供する土地についての措置)

第五十三条の三 (略)

2 前項前段の場合には、当該換地計画において、土地改良区、市町村、農業協同組合その他政令で定める者のうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、その者の同意を得て、当該土地を取得すべき者として定めなければならない。

3 (略)

第五十三条の三の二 換地計画においては、第五十三条の二の二第一項の規定により地積を特に減じて換地を定める従前の土地又は換地を定めない従前の土地がある場合には、その特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、次の各号に掲げる土地を、換地として定めないで、それぞれ当該各号に掲げる土地として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

一 当該換地計画に係る地域内（当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域が定められている場合にあつては、非農用地区域外）の一定の土地 当該換地計画に係る地域の周辺における農業経営の規模の拡大その他農用地の保有の合理化を促進するために必要な農用地に供することを予定する土地

二 当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地 第八条第五項第二号に規定する施設の用に供する土地（前条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する農林水産省令で定める土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地

2 前項前段の場合には、第五十三条の二の二第二項及び前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良区、市町村」とあるのは「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有合理化法人若しくは農地利用集積団滑化団体又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、同項第二号に掲げる土地にあつては土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは「それぞれ、その者」と読み替えるものとする。

（申請）

第八十五条 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）にあつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 （略）

5 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の上の相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者に対し意見書を提出することができる。

8・9 (略)

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下「地方公共団体等」という。）は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの（農用地であつて、その農用地につき同条第四項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以下「地方公共団体等有資格地」という。）についての第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2・4 (略)

（申請によらない土地改良事業）

第八十七条の二 国又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一 第二条第二項第四号に掲げる事業

二 (略)

2・10 (略)

第九十四条の八 農林水産大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）について、政令の定めるところにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。ただし、次条第三項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に配分される埋立予定地については、この限りでない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、政令の定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者のうちからその者に配分することが農用地保有の合理化及び農業経営の近代化を図るために適当と認められる者を選定し、その者に次に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。ただし、その地区内で農業

を営む者の生活上若しくは農業経営上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、農事組合法人、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前項の規定により配分申込書の提出があつた場合において、農林水産大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの者に対しても配分通知書を交付することができる。

一 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積

三 土地の用途

四 配分の条件

五 第七項の規定による使用をさせる場合にあつては、使用期間及び条件

六 その他農林水産省令で定める事項

4 (略)

5 第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る当該土地改良事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき国の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は、消滅する。

6 〃 8 (略)

第九十四条の八の二 農林水産大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がある場合には、農林水産省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に対し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、農林水産省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に関する計画を定め、その通知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添付して、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体から配分申込書の提出があつた場合において、その配分申込書に添付された同項の書面を審査して、その提出をした農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に埋立予定地を配分することがその埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の拡大、農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するために適当であると認めるときは、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に前条第三項各号に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。

4 前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

5 第三項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項（前項の承認を受けてこれを変更した場合には、その変更後の記載事項）に従い、埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

ばならない。

6 (略)

(土地改良事業の開始)

第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体（政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。）又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては総会の議決（総会を置かない農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下この節において同じ。）を経て、）規約（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条第一項において同じ。）及び土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3・4 (略)

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の社員及び第二項の同意をした者を除く。）に対抗することができない。

(土地改良事業の変更等)

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては総会の議決を経て、）必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）並びに規約を変更する必要がある

るときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部分がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十二項中「組合員を除く。」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の社員及び第九十五条の二第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者を除く。」と読み替えるものとする。

（農業委員会の交換分合計画の決定手続）

第九十七条 権原に基き耕作又は養畜の業務を営む者二人以上が、農林水産省令の定めるところにより、これらの者が耕作又は養畜の目的に供している農用地を含む一定の農用地を定め、その農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農用地に関し第二条第二項第六号に掲げる事業（以下「交換分合」という。）を行うべきことを請求した場合において、その農用地が一の市町村の区域（農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村については、当該農業委員会の区域。本項及び次項において同じ。）内にある場合にあつては当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、その請求を相当と認めるときは、その農用地に関し交換分合を行うため交換分合計画を定める。

2 6 （略）

第九十八条 （略）

2 7 （略）

8 第三項の異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、且つ、第五項の審査の申立て

がなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第六項の規定による裁決があつたときは、農業委員会又は関係農業委員会は、遅滞なく当該交換分合計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

9 (略)

10 都道府県知事は、第八項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

11・12 (略)

(土地改良区の交換分合計画の決定手続)

第九十九条 土地改良区は、交換分合を行おうとする場合には、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2・11 (略)

12 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

13 (略)

(農業協同組合等の交換分合計画の決定手続)

第一百条 農業協同組合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。）は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決（総会を置かない農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定）を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農用地について第九十七条第一項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

(清算金)

第一百八条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。

2・3 (略)

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

第一百八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 国、都道府県又は市町村の職員

二 土地改良区又は連合会の役職員

三 農業委員会の委員又は農業委員会の事務に従事する者

四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者又は同項若しくは第百条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体の役職員

五 第五条第一項、第九十五条第一項若しくは第百条第一項の認可の申請又は第八十五条第一項若しくは第八十五条の四第一項の規定による申請をしようとする者

2 4 (略)

5 第一項の場合には、同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は同項第五号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 (略)

第四百四十四条 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

一 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）

二 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）

三 就農支援資金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項に規定する就農支援資金をいう。以下同じ。）

四 農業近代化資金、農業改良資金及び就農支援資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

（業務の範囲）

第八条 基金協会は、次の業務を行う。

一 会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

イ 農業近代化資金

ロ 農業改良資金

ハ 就農支援資金

ニ イからハまでに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

二 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合（農業協同組合法第十条第三号の事業を併せ行うものに限る。）が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて農業者等に対する貸付けを行った場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」という。）の保証

三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者（次項において「認定農業者」と総称する。）であつてその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 基金協会は、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域外に住所を有する認定農業者に対し前項第三号に規定する資金の貸付けを行う融資機関に対して同号に掲げる業務を行うことができる。

（経理の区分）

第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一 農業近代化資金に係る債務の保証の業務

二 農業改良資金に係る債務の保証の業務

三 就農支援資金に係る債務の保証の業務

四 第八条第一項第一号ニに掲げる資金に係る債務の保証及び同項第二号に掲げる債務の保証の業務

五 第八条第一項第三号に掲げる業務

○ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「農地の貸付け」という。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。

二 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。

三 政令で定める期間を超えない農地の貸付けであること。

四 農業協同組合が行う農地の貸付けにあつては、組合員が所有する農地に係るものであること。

五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。

イ その者が所有する農地（その者が当該農地に係る次条第三項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定（以下「貸付協定」という。）を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結しているものに限る。）

ロ その者が地方公共団体、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）から第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体と締結しているものに限る。）

(農地法の特例)

第四条 地方公共団体（都道府県を除く。）、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによつて当該承認に係る農地について使用及び収益を目的とする権利が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供されている農地、当該承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの（以下「特定承認農地」という。）の賃貸借については、農地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項本文、第七項及び

第八項並びに第二十一条の規定は、適用しない。

3・4 (略)

(土地改良法の特例)

第六条 特定承認農地についての土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三条第一項又は第二項の規定の適用については、第三条第三項の承認を受けた者(第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地保有合理化法人)を当該特定承認農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

○ 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百十七号) (抄)

(保険料の額の特例)

第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。

ロ 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として政令で定めるものを講じていること。

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第四条第四項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者(同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。)

三 前二号に掲げる者の配偶者であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者(前二号に掲げる者に該当する者を除く。)

四 第一号又は第二号に掲げる者の直系卑属であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者(第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。)

2・7 (略)

附 則

(業務の特例)

第六条 基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法（以下「平成十三年改正前農業者年金法」という。）及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。第三項において「平成二年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。

二 農地等（農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であつて、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であつた者（平成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

3 第一項の規定により基金が行う同項第一号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則の規定、平成二年農業者年金改正法附則の規定及び附則第二十一条の規定により廃止され、又は廃止されたものとされた法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「平成十三年農業者年金改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4・5 (略)

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすもの）に限り、法人を除く。）であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

○ 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）（抄）

附 則

（農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に貸し付けられた農業改良資金（第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（以下「旧農業改良資金助成法」という。）

第二条に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。）及びこの法律の施行前に旧農業改良資金助成法第七条第一項の認定を受けた者（第四項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に認定を受けた者を含む。）に対してこの法律の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2ゝ6 （略）

（農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第三条の規定による改正後の農業信用保証保険法第十一条の規定の適用については、同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金（次号に規定するものを除く。）」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金」とする。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の特例）

第百十八条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項に規定する就農支援資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後前項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「五年」とあるのは、「八年」とする。

3 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十一条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後第一項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）（抄）

（関係者相互の連携及び協力）

第四十一条 地方公共団体、機構及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社その他の関係者は、対象事業活動の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律案（平成二十五年法律第 号）（抄）

（定義等）

第二条 （略）

2 (略)

3 この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。

二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第六項において同じ。）を行うこと。

三 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。

四 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 この法律において「農地中間管理機構」とは、第四条の規定による指定を受けた者をいう。

5・6 (略)

(農地中間管理機構の指定)

第四条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、農地中間管理機構として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。

三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。

四 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによつて農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(監督命令)

第十三条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対し、農地中間管理事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

(農用地利用配分計画)

第十八条 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

6 (略)

(業務の委託)

第二十二條 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の決定その他農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならない。

2 農地中間管理機構は、農地中間管理事業に係る業務（前項に規定する業務を除く。）の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

3 (略)

(信託法の特例)

第二十六條 農地貸付信託の引受けを行う農地中間管理機構（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第三十條 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、農地中間管理機構に対しその業務若しくは資産の状況に関して報告を求め、又はその職員に、農地中間管理機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 (略)

○ 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）（抄）

附 則

（施行日前に農業者年金の被保険者であった者に係る年金給付の特例）

第八條 施行日前に農業者年金の被保険者であった者（施行日の前日において旧法による年金給付に係る受給権を有していた者を除く。）については、旧

法中旧法による経営移譲年金及び農業者老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
旧法第四十二条第一項 第二号イ	農業者年金の被保険者である六十歳未満の者	平成十三年改正前法における農業者年金の被保険者に相当するものとして政令で定める者（次号イにおいて「被保険者相当者」という。）である六十歳未満の者
旧法第四十二条第一項 第二号ロ	一人の者（経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者となつてゐる者があるときは、その者）	一人の者
(略)	(略)	(略)

254 (略)

○ 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）（抄）

（経営移譲）

第四十二条 前条第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。

一 (略)

二 経営移譲者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（その者が基準日後一年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益させている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。）のすべてについて、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収

益権を設定することにより、当該耕作又は養地区の事業を廃止した者であること。

イ 農業者年金の被保険者でもある六十歳未満の者（経営移譲者の配偶者及び経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したそのものの直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く。ロにおいて「譲受被保険者」という。）、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当するもの（経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。）、基金、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体その他政令で定める者

ロ 経営移譲者の直系卑属（譲受適格被保険者を除く。）のうち政令で定める要件に該当する一人の者（経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者となつている者があるときは、その者）又はその配偶者（譲受適格被保険者を除き、政令で定める者に限る。）

三・四 （略）

2ゝ5 （略）

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

（農業振興地域の指定）

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。
2ゝ6 （略）

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

四 削除

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

（業務の方法）

第十二条 公庫は、業務開始の際、前条第一項各号に掲げる業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 （略）

（予算の形式及び内容）

第三十一条 （略）

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

一 次に掲げる業務ごとの政府からの借入金の限度額

イ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

ロ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

ハ 第十一条第一項第一号の規定による別表第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

ニ 危機対応円滑化業務

二 前号イからニまでに掲げる業務ごとの社債の発行(外国を発行地とする社債を失った者からの請求によりその者に交付するためにする社債の発行を除く。)の限度額

三 第一号イからハまでに掲げる業務ごとの第五十三条第一号の規定による受益権の譲渡及び同条第二号の規定による貸付債権等の譲渡により調達する資金の限度額

四 次のイからホまでに掲げる業務ごとのそれぞれイからホまでに定める金額

イ 第十一条第一項第一号の規定による別表第十五号の中欄に掲げる者に対して行う貸付け 貸付金の限度額

ロ 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号及び第五号に掲げる業務として行う取引 これらの号に掲げる業務ごとの当該取引において公庫が支払うことを約する金銭の額の限度額

ハ 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二に掲げる業務として行う保証 保証金額の限度額

ニ 第十一条第一項第三号の規定による保険 保険価額の限度額

ホ 第十一条第二項第二号の規定による指定金融機関に対する補てん 補てんの額の限度額

五 前各号に掲げるもののほか、予算の執行に関し必要な事項

3 5 (略)

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六

号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

四 第十一条第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一号の規定による別表第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(資金の調達のための貸付債権及び社債の信託及び譲渡)

第五十三条 公庫は、第十一条第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 貸付債権及び社債(第十一条第二号の規定による別表第二第三号に掲げる業務として譲り受けた特定中小企業貸付債権(同表の注(8)に規定する特定中小企業貸付債権をいう。第六十三条第四項各号において同じ。)及び取得した特定中小企業社債(同表の注(9)に規定する特定中小企業社債をいう。第六十三条第三項において同じ。)を含む。次号及び次条第一項において「貸付債権等」という。)の一部について特定信託(同表の注(12)に規定する特定信託をいう。第六十三条第四項第一号において同じ。)をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。
- 二 貸付債権等の一部を特定目的会社等(別表第二の注(10)に規定する特定目的会社等をいう。)に譲渡すること。
- 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五

十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2／4 (略)

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 (略)

- 第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
 - 二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。
 - 三 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
 - 四 第四十九条第四項の規定に違反して社債を発行したとき。
 - 五 削除
 - 六 第五十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
 - 七 第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

別表第一（第十一条関係）

(略)	(略)	(略)
八	農林漁業者	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。） イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。） ホ 果樹以外の永年性植物であつて主務大臣の指定するもの

-
- (以下「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。)
- ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。)
- ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの
- チ 農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの
- リ 造林に必要な資金
- ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金
- ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金
- ヲ 林業経営の維持に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの
- ワ 林業経営の改善のためにする森林(森林とする土地を含む。)の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの
- カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
- コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金
- タ 漁業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの
- レ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの
- ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの
- ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金
-

		ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナイからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であつて主務大臣の指定するもの
（略）	（略）	（略）

別表第二（第十一条関係）

九 （略）	（略）	前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの 1 金銭の特定信託及び当該特定信託の受益権の全部又は一部の譲渡を行うこと。 2 特定目的会社等の優先株式（その発行の時において議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。）及び優先出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項に規定する優先出資をいう。）の取得並びに一般社団法人に対する基金の拠出を行うこと。 3 信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。 4 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者（別表第一第十四号の中欄に掲げる者以外の者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。
----------	-----	---

○ 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）

（役員の解任）

第十二条の二 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

一 この法律若しくは産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3・4 （略）

（業務の範囲）

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）は、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業（住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。）に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金（沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る。）又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金（イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。）

一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）の出資を行うこと。

一の三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。）を行うこと。

二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け（所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る。）を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。

イ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ 沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

ハ 沖縄において次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者（地方公共団体を除く。）

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ニ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに付随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う者

ホ 沖縄において土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体並びに土地区画整理事業を行う者

ヘ その他政令で定める者

四 沖縄において農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。）の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）の応募その他の方法による取得（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。）を行うこと。

六 沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設（当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。）の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付けを行い、及び沖縄において指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むのに要する資金（当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。）並びに生活衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業を行うのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者（イ、ロ又はニに定める者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。

イ 第二号の規定による小口の事業資金の貸付けに係る債務 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むもの

ロ 第四号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する者

ハ 第五号の規定による貸付け又は同号の規定により公庫が取得した社債に係る債務 沖縄において事業を行う中小企業者

ニ 前号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する政令で定める者

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

3 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、融通法第七条に規定する資金の貸付けの業務を行う。

4 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

5 (略)

(業務の受託)

第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第一号から第五号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。

2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行うことができる。

(監督)

第三十二条 (略)

2 主務大臣は、この法律及び融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は附則第五条の業務以外の業務を行ったとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十八条第三項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第三十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

附 則

第五条 公庫は、当分の間、第十九条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な

資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

- 2 公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖縄において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）

（設置）

- 第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

234 （略）

- 5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調ったものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 （略）

○ 民法（明治二十九法律第八十九号）（抄）

（賃借権の譲渡及び転貸の制限）

- 第六百十二条 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。

- 2 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。

○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

(投資事業有限責任組合契約)

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有

三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号（第九号及び第十四号を除く。）に掲げる有価証券（同項第一号から第八号まで、第十号から第十三号まで及び第十五号から第二十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に對する出資

十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

2・3 (略)